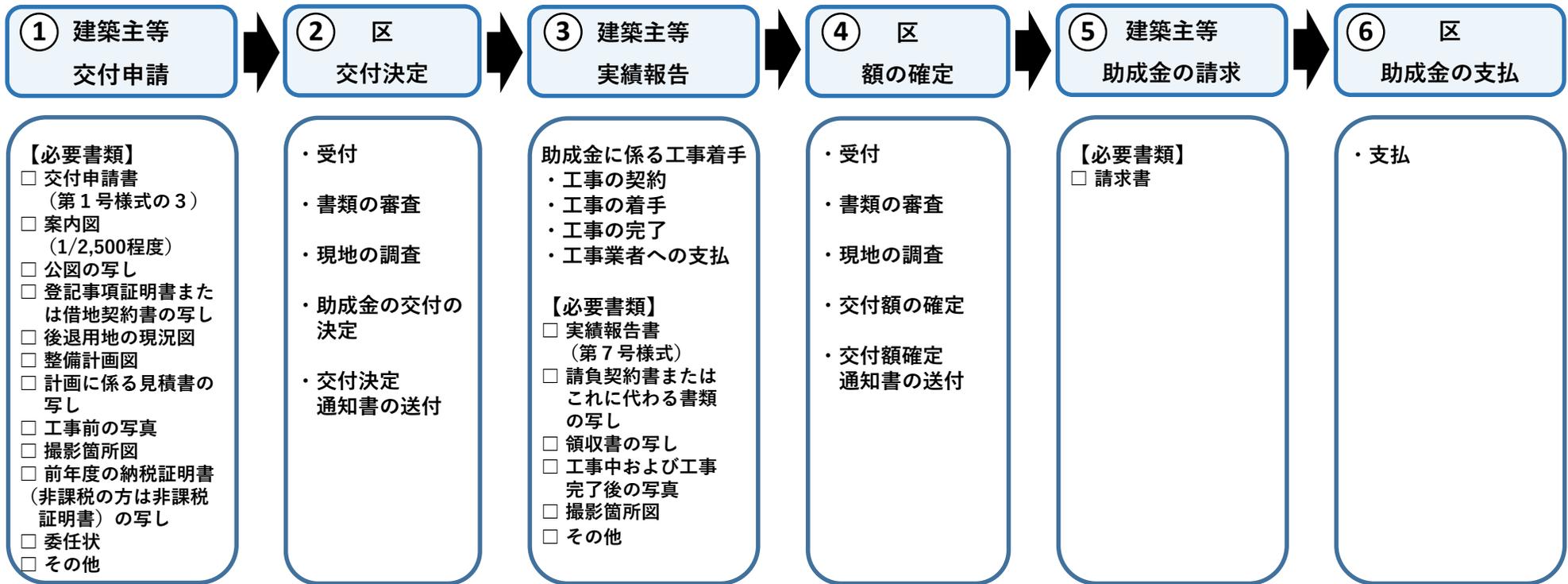


狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成金

区では、一定の要件を満たした狭あい道路等の拡幅に支障となる塀などの撤去費や、敷地内に新たに設置する塀などの費用に対して助成金を交付しています。

～助成金の申請から支払いまでの流れ～



- ・ 各種申請書類を提出する際、捺印をお願いします。
- ・ 助成金の対象となった工事の内容を変更する場合は、変更しようとする箇所の工事の着手前に必ず、変更申請をしてください。
変更申請が無い場合、変更をした箇所の助成金をお支払いすることができません。
- ・ 申請が複数年度にわたる場合は、交付申請の前に全体計画承認申請が必要となります。
- ・ 様式は<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/029791011.html>からダウンロードできます。

↓QRコードはこちら



担当

練馬区 建築・開発担当部 建築課 狭あい道路拡幅係
(本庁舎15階)

☎(直通) : 03-5984-1985

✉ : KENCHIKUDA125@city.nerima.tokyo.jp

発行：令和6年4月